

標記労働會議其後ノ状況左記ノ如クニ有之

記

一、経過

工場主鈴木啓正ハ本月十一日職工代表ヲ事務室ニ招キ工場爲止ノ申渡シヲ付シタル(既報)後所據事務所ニ對シ別記ノ内容初由郵便ヲ以テ工場爲止並ニ職工全部ニ南支店方ノ通知ヲ付シタルマ、所在ヲ翻轉セルカ

工場主実弟

鈴木 憲 正

(事務所向島新中梅町三ノ方)

支配人

山内

繁

(事務所向島新中梅町三ノ方)

事務員

大野 平吉

(事務所向島新中梅町三ノ方)

事務員

河野

廣

(下巻通所所ニ)

四名ハ工場ニ止マリテ事務整理ニ従事セルモ同人等ハ事業主ヨリ爭議解決権ノ委任ナク従ハテ職工側ハ交渉ノ次第ニ窮シ居レルカ十四日ハ復重ノ支拂ヲ受ケ十五日ハ解雇手続(十四日分)ノ受領ヲ付ス答ナリシモ解雇手続ヲ受領セハ解雇ヲ完結シタル意味トナリニヨリ絶対ニ受領スバキモノニ非ストトテ不硬派カ多数ヲ占メテ受領セカル為メ社友等ハ職務終了セリト移シ十六日ヨリ出勤セズ工場ハ工務幸左郎大澤惠